

高知県地域計画実行支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定により、高知県地域計画実行支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、市町村が定める地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する「地域計画」をいう。以下同じ。）の実現のため、農地中間管理機構を活用し、地域計画の目標地区に位置づけられた担い手への農地の集積・集約化を図ることを目的に、市町村（以下「補助事業者」という。）が事業の実施に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 区分、事業実施主体、補助対象者、補助対象経費、補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。また、事務手続等について、ハウス用農地確保支援事業は別記1、担い手のための遊休農地解消事業は別記2、中古ハウス確保支援事業は別記3に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者が、補助金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による交付申請書及び別記第1号様式の2による誓約書兼同意書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則、要綱等に従うこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなけ

ればならないこと。

- (3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、これらの収入及び支出についての証拠書類を補助金の交付を受けた年度の翌会計年度から起算して5年間整備保管すること。
- (4) 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 県税の滞納がないこと。
- (6) 別表第1のイの事業の実施における施工業者の選定に当たっては、原則として3者以上の競争見積又は指名競争入札若しくは一般競争入札を行うこと。
- (7) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して、前各号に掲げる条件のほか、別表第3に掲げる県に対する税外未収金債務の滞納がないことを条件に付さなければならないこと。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、第4条の規定による交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、その適否を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。

3 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の着手)

第7条 補助事業者は、補助事業に着手する場合は、原則として、補助金の交付の決定に基づき行わなければならない。ただし、別表第1のウに定める事業について、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に補助事業に着手する必要がある場合は、別記第2号様式による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、事前に別記第3号様式による補助金変更（又は中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(1) 補助金総額の増額又は 30 パーセントを超える減額

(2) 補助事業の中止又は廃止

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助金の概算払の請求)

第 9 条 補助事業者は、規則第 14 条ただし書の規定に基づく概算払の請求をしようとするときは、別記第 4 号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第 10 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して 1 月以内又は補助事業実施年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、別記第 5 号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第 6 号様式による報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 11 条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定する。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第 12 条 知事は、次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全額若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業者が規則、この要綱等の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施が著しく不適當であると認められたとき。
- (5) 補助事業者、間接補助事業者等が別表第2に掲げるいずれかに該当することが判明したとき。

(グリーン購入)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第14条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第15条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和8年6月25日から施行し、令和8年6月16日から適用する。
- 2 第4条による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、令和11年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第3号、第10条第3項、第12条及び第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

区分	事業実施主体	補助対象者	補助対象経費	補助率等
ア ハウス用農地 確保支援事業	市町村	農地をまとめて担い手 へ提供することに協力 する農地の所有者	施設園芸用ハウス建設用地とし て、地域計画内の農地をまとめて担 い手へ提供することに協力する農地 の所有者に対する協力金	2分の1以内 (上限：7万円/10a) ※1a未満の面積は切り捨てる。
イ 担い手のため の遊休農地解消 事業	市町村	農地の新たな担い手 (認定農業者、認定新 規就農者、基本構想水 準到達者、集落営農組 織。)	地域計画内の遊休農地の雑木等の 伐採・除草・抜根・残渣処理及び放置 された施設園芸用ハウス、作業小屋、 農業用資材の残骸等(以下、障害物等 という。)の撤去にかかる経費	市町村が補助する額の2分の 1以内 (上限：50万円/10a) ※障害物等の撤去を含む場合 は75万円/10aを上限とする。
ウ 中古ハウス確 保支援事業	市町村 協議会等(地方公共団 体、農業関係団体、農 業経営者等により構 成され、協議会等の運 営及び意思決定の方 法等を明確にした規 約が定められている もの。)	中古ハウスの所有者等	(1) 登録された中古ハウスの保全 管理にかかる経費	2分の1以内 (上限：3万円/10a/年) ※交付期間は、登録日から最長 3年間とする。
			(2) 中古ハウス所有者に対する登 録費	2分の1以内 (上限：5万円/10a/年) ※交付期間は、登録日から最長 3年間とする。

別表第2（第5条、第12条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第3（第5条関係）

対象となる税外未収金債務
中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
農業改良資金貸付金償還金
林業・木材産業改善資金貸付金償還金
沿岸漁業改善資金貸付金償還金

【別記1】

ハウス用農地確保支援事業

第1 趣旨

施設園芸を志向する農業者の農地確保に資するよう、施設園芸用のまとまった農地を確保するため、市町村の取組に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

第2 補助要件

以下の要件を全て満たすこと。

- 1 対象となる農地が、地域計画の区域内であり、市町村が作成する農地リストに施設園芸用ハウス建設候補地としてあらかじめ登録されていること。
- 2 1の要件を満たす農地に、以下のいずれかを満たす施設園芸用ハウスを建設すること。
 - (1)「農林統計に用いる地域区分」(平成13年11月30日付け13統計第956号大臣官房統計情報部長通知)の農業地域類型区分別基準指標の分類(以下、農業地域類型という。)において、旧市町村を単位として都市的地域又は平地農業地域の農地の場合は、おおむね20アール以上。
 - (2)農業地域類型において、旧市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域の農地の場合は、おおむね15アール以上。
- 3 当該農地で営農する者が、地域計画の目標地図に位置づけられた担い手又は事業実施年度内に位置づけられることが確実な担い手(以下、「農地の担い手」という。)であること。
- 4 事業実施年度内に、農地中間管理機構を通じて農地の担い手に利用権を設定すること。
- 5 利用権が設定された後、1年以内に施設園芸用ハウスが着工されること。
- 6 県の園芸用農地確保対策事業の次世代園芸用農地確保事業の対象農地ではないこと。
- 7 農地の担い手が、農地所有者と同一の世帯員又は3親等内の親族ではないこと。

第3 補助金額の算定等について

- 1 別表第1に規定する補助率により算定した補助金額を、所有者ごとに面積割合で按分し、1,000円未満の金額は切り捨てる。
- 2 それぞれ所有者が異なり、かつ、一部の所有者が交付要綱第5条に規定する補助の条件を満たさない場合、補助の条件を満たしている所有者の農地面積に補助率を乗じて算定した補助金額を、補助の条件を満たしている所有者ごとに面積割合で按分し、1,000円未満の金額は切り捨てる。

第4 状況報告

- 1 補助事業者は、利用権の設定後1年以内に施設園芸用ハウスが着工されたことを確認し、別紙により知事へ報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、施設園芸用ハウスが着工されていないことを確認した場合は、必要な指導や支援、新たな農地の担い手の確保等について検討するものとする。

(別紙)

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長名

施設園芸用ハウス建設状況報告書

高知県地域計画実行支援事業費補助金交付要綱別記1第4の1の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 着工の状況

(未着工の場合は、その理由並びにこれまでの対応及び今後の対応方針)

2 確認日

年 月 日

3 利用権の設定日

年 月 日

4 添付資料

着工が確認できる書類の写し等

【別記2】

担い手のための遊休農地解消事業

第1 趣旨

地域計画内の遊休農地を再生するため、雑木等の伐採・除草・抜根・残渣処理及び障害物等の撤去にかかる経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

第2 補助要件

以下の要件を全て満たすこと。

- 1 対象となる農地が、地域計画の区域内、かつ、農地法（昭和27年法律第229号。以下、「法」という。）第30条第1項に規定する利用状況調査において、法第32条第1項第1号のうち、黄区分（「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）の第3の1の（3）のアの（ウ）のbの農地）に該当すると判定されていること。
- 2 対象となる農地の面積が以下のいずれかを満たすこと。
 - （1）1筆でおおむね10アール以上。
 - （2）「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標の分類が、旧市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域であり、1筆でおおむね5アール以上。
- 3 当該農地で営農する者が、地域計画の目標地図に位置づけられた担い手又は事業実施年度内に位置づけられることが確実な担い手（以下、「農地の担い手」という。）であること。
- 4 事業実施年度内に、農地中間管理機構を通じて、農地の担い手に対して5年以上の使用貸借権を設定すること。
- 5 農地の担い手が、農地所有者及び障害物等の所有者と同一の世帯員又は3親等内の親族ではないこと。

第3 状況報告

補助事業者は、使用貸借権の設定後から5年間、当該農地における営農の状況を毎年度確認し、別紙により知事へ報告しなければならない。

第4 返還要件

知事は、補助対象者が以下のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

- 1 農地の担い手に使用貸借権が設定された後、おおむね1年以内に営農が開始されなかったとき。
- 2 交付要綱第12条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(別紙)

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長名

年度営農状況の確認結果について

高知県地域計画実行支援事業費補助金交付要綱別記2第3の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助対象者	農地の所在地		再生面積 (a)	県補助金額 (円)	事業完了 年月日	確認年月日 (1年目) (有・無)	確認年月日 (2年目) (有・無)	確認年月日 (3年目) (有・無)	確認年月日 (4年目) (有・無)	確認年月日 (5年目) (有・無)	備考
	字	地番									

(注1) 必要に応じて行を追加してください。

(注2) 確認年月日の欄は、上段に確認年月日、下段に営農の有無を記載してください。

添付資料

対象農地の状況が確認できる写真等

【別記3】

中古ハウス確保支援事業

第1 趣旨

県内の産地又は地域において新規就農者の円滑な経営開始を支援するため、中古ハウスの情報の収集、登録・リスト化等を進め、新規就農者に優先的に流動化するための市町村等の取組に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

第2 補助要件

以下の要件を満たす中古ハウスの所有者であること。

- 1 原則として、地域計画の目標地図に位置づけられている又は位置づけられることが確実である認定新規就農者に対して、中古ハウスを優先的に確保させることに同意していること。
- 2 事業実施において、支援機関等で構成する協議会等と密接な連携を図ること。

第3 交付期間等

- 1 交付期間は、登録日から最長3年間とし、交付については単年度ごとで行うものとする。
- 2 別表第1に定める補助率により算出された交付額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 令和5年度の産地受入体制整備事業で交付決定された中古ハウスについては、継続して当該事業の交付対象とする。ただし、交付についての必要な事項は採択時の要綱で定められているとおりとする。

第4 返還要件

知事は、補助対象者が以下のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

- 1 登録期間中に中古ハウスを第2の1の要件を満たす者以外に貸与等をしたとき。
- 2 交付要綱第12条各号のいずれかに該当することが判明したとき。ただし、補助事業者が県と協議のうえ、病気又は災害等のやむを得ない事情があると認められた場合は、この限りでない。